

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

～当面5年間（令和元年度～令和5年度）の考え方～

北海道中川郡豊頃町

本町の森林面積は32,604ヘクタールで、総面積の約61%を占めており、そのうち道有林が12,109ヘクタール、町有林が3,163ヘクタール、町有林を除く一般民有林（私有林等）は17,332ヘクタールあります。

本町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、森林所有者の高齢化や後継者不足、森林所有者の不在村化、採算性の悪化による経営意欲の低下などから、整備が行き届かない森林の増加や伐採後の造林が進まないことによる森林資源の減少が懸念されます。

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、本町では国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組みを計画的かつ効果的に進めます。

1 林業の振興

森林の持つ公益的機能の維持・推進を図り、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止などに果たす役割や自然環境の変化を考慮しつつ、民有林の計画的な森林整備による森林資源の保続、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営を実施するため、森林の現況を把握し、森林の整備及び路網の維持整備を推進します。

2 普及啓発

森林資源の有効利用や土砂災害防止、地球温暖化防止に寄与するとともに、地域材の利用促進や森林整備の必要性などに対する町民理解の促進を図るため、木に触れる機会を創出し、森林環境教育や木育を推進します。